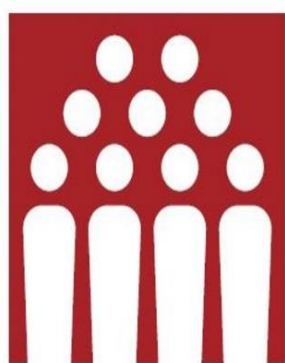


巨理町立小・中学校感染予防ガイドライン

【令和2年12月10日版 (Ver.3)】



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

本ガイドラインは、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」(令和2年6月5日事務次官通知)の考え方を踏まえ、令和2年12月3日時点での最新の知見に基づき作成したものです。

【参照】学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)

このガイドラインを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。また、感染予防のために示されている数値による環境整備等については、文部科学省の通知で達成が求められているものの、その実現が困難な状況においては、よりリスクの低い環境になるよう工夫して指導する必要があります。

◆主な対策◆

- 1 手洗い咳エチケット等の基本的な感染症対策が実現されるよう計画すること。
- 2 「3密(リスクの高い条件)」を回避するよう、校内環境、教育課程を整備すること。
 - ・気候上可能な限り、常時換気に努めること。
 - ・1教室内での活動人数は学級在籍数を最大数として、1mを目安に最大限の間隔をあけること。
 - ・接触や大声を避けること。
 - ・教育活動において、身体的距離が十分とれない場合には、マスクを着用すること。
 - ・夏場は、登下校時や休み時間において、熱中症対策で対人距離等により外すことが容認されていたが、冬期間は、マスク着用を徹底し、同時に飛沫感染しないマスクの衛生的な取り扱いの指導をすること。
 - ・体育の授業において、マスク着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができないリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。
- 3 学校医、学校薬剤師等から指導・助言を受けるよう校内衛生管理体制を整備すること。
- 4 保護者と学校、地域と学校及び教職員間の連絡体制を確立すること。
- 5 感染拡大の状況(12月10日現在:宮城県の感染レベルは2)を見据えながら、臨時休業のみならず、分散登校及びオンライン学習等の可能性を積極的に検討していくこと。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(一部抜粋)

～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があります。このため、長丁場に備え、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保(ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス)といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠です。

また、冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、感染症対策を一層心がける必要があります。引き続き、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底し、寒い環境においても、可能な限り常時換気に努めるようお願いいたします。(必ずしも窓を広く開ける必要はありません。また、常時換気が難しい場合は、こまめに換気してください。二段階換気も室温変化を抑えるのに有効です。)

なお、冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となりますが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組みましょう。

I 学校の基本的な感染症対策の取り組みについて

1 感染予防対策の徹底について

(1) 児童生徒への指導

□ 感染予防のための理解（原則を指導）

- ・感染源を絶つこと。
- ・感染経路を遮断すること。
- ・抵抗力を高めること。

□ 感染予防のポイント（感染リスクを下げる）

- ・飛沫感染をマスク着用と換気で防ぐ。
- ・接触感染を手洗いと消毒で防ぐ。

□ 正しい手の洗い方と拭き方

- ・正しい手の洗い方の周知・徹底
- ・ハンカチの共有禁止

□ 洗うタイミング

- ・登校したとき
- ・給食前
- ・授業の後
- ・休み時間の間
- ・トイレの後
- ・部活動の前後

□ 手洗いの時の児童生徒の「3密」防止

- ・多くの児童生徒が効率よく手洗いをする工夫（場所の指定，時間の確保）
- ・授業時間の5分短縮
- ・休み時間の延長の検討

□ 咳エチケット

- ・マスクの着用（マスクを置く際の清潔なビニールや布などの持参）
- ・ティッシュ，清潔なハンカチの持参
- ・ポスターの掲示



【資料1】手洗いと咳エチケット（出典：首相官邸ホームページ）

毎日の健康観察カードの提出（提出場所の指定，忘れた児童生徒の対応の明示）

換気

- ・ 人の密度の低い状況でも常時換気（窓を開ける幅の目安は10cm～20cm程度）
- ・ エアコンを使用している部屋においても常時換気
- ・ 換気扇等の換気設備がある場合には，常時運転
- ・ 常時換気が困難な場合には，こまめに（30分に1回以上）数分間程度，窓を全開
- ・ 室温低下による健康被害が生じないように，必要に応じて，学校内での保温・防寒目的の衣服の着用を指導
- ・ 放送による全校一斉の換気

環境の衛生管理への注意

- ・ 多くの手が触れる場所の確認

感染症に関する偏見や差別の根絶

（2）家庭での健康管理

毎日，登校前に自宅で検温し，体調も健康観察カードに記入するよう依頼する。

判断基準を事前に周知する。

- ・ 本人，同居家族が感染した場合は，出席停止となる。
- ・ 感染への不安から欠席する場合は，出席停止として扱う。

【別紙1】「新型コロナウイルス感染症に係る2学期以降の出席停止の取扱い指針」参照

欠席する場合は，学校に連絡するよう依頼する。

- ・ 学校が受け取れる時間帯を周知する。
- ・ 時間外の場合は，緊急連絡用連絡先に電話するよう周知する。

登校前に体調不良（高熱，強いだるさ，息苦しさ等）の場合は，登校させず，関係機関への相談や受診を要請する。

（3）自宅で検温を行わないままで登校した児童生徒への対応

忘れた場合の行動の仕方について，事前に指導を行い，昇降口等に掲示する。

健康観察カードに未記入の児童生徒も対象となる。

教室に入る前に，検温や健康観察を行う。（指定場所，担当者，時間帯を明示）

（4）授業中の健康管理

医療的ケアが必要，基礎疾患や既往症があるなど配慮すべき児童生徒を教職員全員が把握しておく。

常に換気を行うなど，感染予防策を徹底する。

授業中に体調不良（高熱，強いだるさ，息苦しさ等）の訴えがある場合には迅速に対応する。

- ・ 該当児童生徒を離席させる。（廊下に移動させるなど）
- ・ 教員が職員室等に連絡する。（隣の教室の教員に依頼するなど）
- ・ 連絡を受けた教員が該当児童生徒を保健室等以外の教室に連れていく。（動線を事前確認）

- ペア，グループや少人数による話し合い，学び合い等の活動は必要最小限にとどめる。
 - ・ 1 m程度の距離の確保
 - ・ 15分以上しない
 - ・ 大声を発生しない
- 1 教室での最大人数は学級在籍者数とする。
- 指導順序の変更や教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組み合わせによる指導計画の立案を行う。
- 各教科における感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い以下のような学習活動については，換気，身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。
 - ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動（歌唱指導やリコーダー，鍵盤ハーモニカの学習）
 - ・ 家庭科，技術・家庭科における調理実習
 - ・ 体育科，保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
 - ・ 理科等での「3密」になりやすい観察，実験等
- 顔の表情を見せたり，発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には，フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策であるが，この場合には身体的距離をとりながら行う。

（5）休み時間

- 移動の際に，廊下や昇降口が密集状態にならないよう，動線等を配慮する。
- 他の学級への不要不急な出入りをしない。
- 大声での発声等，飛沫感染防止のため，マスクを着用させる。
- 教室や廊下に等に集まってのおしゃべり等（いわゆる「たむろ」）をしないよう指導する。
- 手を洗う時間を確保する。
- 会話をする際には，一定程度距離を保つ。
- お互いの体が接触するような遊びは行わない。

（6）給食

- 十分な手洗いを徹底する。（食前・食後）
- 給食当番の健康管理を朝の会で行い，当番該当者を明確にしておく。
- 小学校の低・中学年においては，担任を含む他の教員が中心になって行う。
- 配膳で並ぶときは十分な間隔をとる。
- 配膳の係は，衛生的な服装（白衣・帽子・マスクの着用）をし，手指を確実に洗浄する。
- 配膳と下膳は，複数の者が触らないように，できる限り個人で行う。（触れる人数をできるだけ減らす工夫）
- マスクは，「いただきます」のあいさつをするまで外さないこととし，下膳時は着用する。
- 配膳室及びその付近での委員会活動としての作業については，最小限の人数で行う。

- 会食の仕方
 - ・机上进行消毒する。(食前・食後)
 - ・グループにならずに、全員が黒板を向く。
 - ・大声での会話を控える。
- 昼の放送を実施する場合は、感染予防を徹底する。

(7) 清掃

- 児童生徒が行う場合は、「3密」を避け、極最小限の人数となるよう工夫する。
- 児童生徒は、教室や廊下などの掃き掃除及び拭き掃除(机・椅子・床など)に限るものとする。その際、必ず教職員等が付くものとする。また、拭き掃除については、モップを使用し、清掃前後に、石けんを使用して手洗いを行うことを徹底する。
- 換気のよい状態で、マスクを着用する。
- 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に、石けんを使用して手洗いを行う。
- ごみ箱の処理は教職員が行う。
- トイレや洗面所については、教職員及び保護者ボランティア等が、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で行う。ただし、特別な消毒作業は必要ない。
- 児童生徒の感染予防対策に配慮した清掃の在り方を検討する。

(8) 部活動

- 指導者の監督の下で活動させる。
- 開始前後の健康観察を行う。
- 発熱や風邪の症状がある場合は、活動させず静養させる。
- 着替えなどで部室等利用する際は、換気の徹底、短時間の利用、大人数が一斉に入ることのないよう指導する。
- 活動前には十分に準備運動を行う。
- 実施内容や方法に配慮し、身体的接触を避け、密集せずに距離をとって行うことができる活動に代替するなど、感染予防の徹底に努める。
- 使用する用具等は、生徒間で不必要に使いまわしせず、適切に消毒を行う。(使用前・後)
- 屋内で活動する場合は、その場所のドアを広く開け、常時こまめな換気や消毒液の使用など、感染防止の措置を行う。
- 熱中症対策を講じて活動させる。
- 平日の活動時間を準備や片付けを含めて2時間以内とする。
- 原則として、土・日曜日、祝祭日は実施しない。

(9) 登下校時の指導

- 校門や玄関口等での密集が起これないようにする。
- 登下校時の飛沫感染の防止
- 集団登下校を行う場合には密接とならないようにする。

スクールバス乗車時の注意

- ・ 座席の間隔を十分に確保する。
- ・ 会話を控える。
- ・ 大声を出さない。
- ・ 窓をあけておく。

(10) 早退の対応

在校中に児童生徒が体調不良（高熱、強いだるさ、息苦しさなど）を訴えた場合は、以下のようにする。

- ・ 養護教諭が状況を判断し、校長に具申する。
- ・ 速やかに保護者へ連絡をする。
- ・ 他の児童生徒との接触を避ける。
- ・ 待機用の教室で保護者に引き渡す。

(11) 来校者への対応

原則として校内への立ち入りを禁止し、玄関での対応とする。

全ての来校者に関して、氏名、所属、連絡先、訪問時刻、対応教職員等を記録する。

必要な場合、職員室までの立ち入りは認めるが、短時間での対応とする。

来校者への対応条件について、掲示するなどして知らせるようにする。

早退で迎えに来た保護者も、来校者として記録する。

(12) 校内衛生管理

換気

- ・ 常時対角線の窓を細め（10cmから20cm程度）に解放（授業中、児童生徒が不在の教室など）
- ・ 休み時間に出入口、窓やドアを大きく開放
- ・ エアコン使用時も同様
- ・ 放送により全校一斉に換気（始業前、授業中、業間休み、昼休み、5校時後）

消毒作業

- ・ 電解水、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムの在庫管理
- ・ 漂白剤の安全管理
- ・ 机、椅子については、特別な消毒作業は必要なく、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 放課後においては、外部の支援も検討（保護者ボランティアなど）

安全点検（月1回）の活用

手洗い場の石けん設置補充

(13) 避難訓練

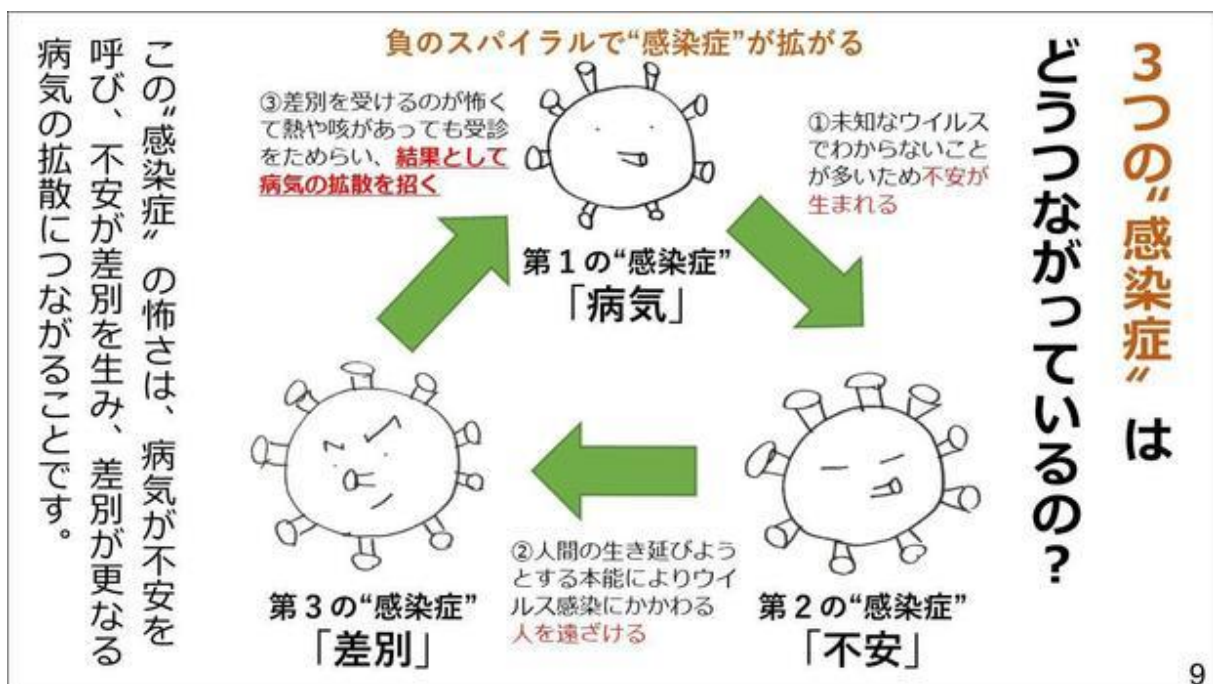
- 避難経路を工夫する。
- 避難場所での集合隊形を配慮する。
- 必要に応じて避難場所を変更する。
 - ・緊急事態における避難訓練の重要性を理解させる。
 - ・在宅時，登校時の場面を想定した指導をする。

(14) 心のケア

- 不安や悩みへの対応
- どこでも感染するリスク（社会生活で感染症が伝搬しないということはありません）
- 家庭の生活環境の変化
- 学級担任，学年担当者との面談
- 養護教諭，SC，SSW による面談
- 心のケアハウスコーディネーターによる相談等

(15) 感染者，感染の疑いのある者に対する差別への対応

- 感染者，感染の疑いのある者，その家族，感染者の治療に当たる医療従事者への偏見，いわれのない差別，揶揄，いじめが生じないように，発達段階に応じた指導を徹底する。
- 児童生徒への指導とともに，保護者に対しても啓発を図る。
- 相談窓口として「24時間子供SOSダイヤル」（0120-0-78310）等の周知を図る。



【資料2】「新型コロナウイルス3つの顔を知ろう」（出典：日本赤十字社ホームページ）

(16) 保護者との連絡

- 感染予防のため，原則として家庭訪問を行わない。
- 電話，学校ホームページなどで情報を発信することを周知する。

2 教職員について

(1) 健康管理

- 毎朝、自宅で検温し体調を確認の上、出勤する。出勤簿押印の際に、出勤簿のそばに常備した健康観察カードに対応等を記入する等、毎日健康状況を報告する。管理職は毎日、教職員の健康観察カードの内容を確認し、3週間は保管する。
- 風邪の症状があるときや体調が思わしくないときは、決して無理をせず出勤しない、出勤させないことを徹底する。
- 勤務開始後に体調不良や風邪の症状がみられた場合は、すぐに管理職に報告し帰宅する。
- マスクやフェイスシールド等を着用し、咳エチケットを徹底する。
- 手洗いをこまめに行う。
- 勤務時間外においても「3密」を避けるとともに、教職員の家族にも「3密」を避けるよう理解を求める。

(2) 環境整備

- 職員室において、クラスターを発生させないよう努める。
 - ・マスクを着用する。
 - ・常時換気をする。
 - ・近距離での会話を避ける。
 - ・共用品の消毒をする。
- 会議の持ち方を工夫する。
- 在校時間の短縮に努める。

(3) 教職員体制

- 子育てや介護等、家庭の事情に十分配慮し、職場で協力し合い、休みやすい体制づくりを進める。
- 妊婦等、健康管理に特に配慮が必要な教職員には、十分な支援を行う。
- 教職員が感染者または感染が疑われる者となった場合を想定した体制づくりを行う。

(4) 服務

- 教職員本人が罹患した場合は、病気休暇を取得させる。
- 発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ない場合は、特別休暇を取得させる。
- 教職員が濃厚接触者であることが疑われる場合は、状況が明らかになるまで、職専免を取得させる。

【別紙2】 「新型コロナウイルスに関する職員の休暇等の取扱いについて」参照

Ⅱ 感染が疑われる者及び感染者が発生した場合

「感染が疑われる者」とは

PCR 検査の対象となった者，同居家族が PCR 検査等で陽性になった者，クラスター発生したとされる時期にその場所にいた者

「濃厚接触者」とは

患者の感染可能期間に接触した者のうち，次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内，航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者を診察，看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として 1 m）で，必要な感染予防策なしで，「患者」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

＜新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 国立感染症研究所 感染症疫学センター（令和 2 年 4 月 20 日版）＞

1 感染が疑われる者，濃厚接触者及び感染が疑われた者との接触者が判明した場合

（1）児童生徒の場合

校長は，児童生徒が，「感染が疑われる者」「濃厚接触者」及び「感染が疑われる者との接触者」である旨を把握した場合，速やかに学校に知らせるよう，事前に保護者に依頼しておく。

校長は速やかに互理町教育委員会教育総務課に報告する。

【別紙 3】 「教職員（児童・生徒・保護者）の感染（疑い）情報について」参照

校長は，感染の有無等，状況が明らかになるまでの間，当該児童生徒等に対して出席停止の措置を行う。

学校は，他の児童生徒等の健康観察を行う。（下校時，帰宅後）

校長は，当該児童生徒の校内における行動履歴等の情報を収集する。

- ・ 校舎平面図，座席表（学級，特別教室）等に記載し，提出できるよう準備しておく。

当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して，校内の消毒を行う。

個人のプライバシーに十分に考慮して，保護者への説明文書を配布する。

当該児童生徒の学習を保証するため，課題を郵送等で配布するなど対策を講じる。

学級担任等は，当該児童生徒の状況を把握するため，可能な場合には，当該家庭と連絡を取り合う。

- ・ 所在及び健康状況の確認

本人とも電話で直接会話をするよう努める。

- ・ 家庭生活の様子
- ・ 不安や悩みへの対応

当該児童生徒と濃厚接触したと考えられる者の校内における行動履歴等の情報を収集する。

マスコミ対応の窓口は，互理町教育委員会とする。

（2）保護者の場合

II-1（1）に準じて対応する。

(3) 教職員の場合

- Ⅱ-1 (1) に準じて対応する。
- 校長は、状況が明らかになるまで職専免を取得させる。

【別紙2】 「新型コロナウイルスに関する職員の休暇等の取扱いについて」参照

2 感染が判明した場合

(1) 児童生徒の場合

- 校長は、児童生徒の感染を把握した場合、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておく。

- 校長は速やかに互理町教育委員会教育総務課に報告する。

【別紙4】 「学校における新型コロナウイルス感染症の罹患状況報告書」参照

- 校長は、治癒するまでの間、当該児童生徒等に対して出席停止の措置を行う。
- 学校は、他の児童生徒等の健康観察を行う。(下校時、帰宅後)
- 校長は、感染者本人及び濃厚接触者と想定される者の校内における行動履歴等の情報を収集する。
- 当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。
- 個人のプライバシーに十分に考慮して、保護者への説明文書を配付する。

【別紙5】 「臨時休業のお知らせ(案)」参照

- 当該児童生徒の学習を保証するため、課題を郵送等で配布するなど対策を講じる。
- 学級担任等は、当該児童生徒の状況を把握するため、当該家庭と連絡を取り合う。
 - ・所在確認
 - ・健康状況確認
- 可能な場合は、当該児童生徒本人とも電話などで直接会話するよう努める。
 - ・家庭生活の様子
 - ・不安や悩みへの対応
- マスコミ対応の窓口は、互理町教育委員会とする。

(2) 教職員の場合

- 本人は、速やかに学校に連絡をする。
- 校長は、教職員本人に病気休暇を取得させる。
- 校長は、事前に構築していた職員体制に基づき、教育活動を保証する。
- 連絡を受けた後は、**【別紙6】** のフローに準じて対応する。

【別紙6】 「児童生徒・教職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の臨時休業等に関するガイドライン【令和2年12月10日現在】」参照

- 当該職員の職員室の席の周辺の教職員を職専免により、直ちに帰宅させ、自宅待機させる。

【別紙7】 「新型コロナウイルス感染症が疑われる職員が発生した場合の対応について」参照

- 町教育委員会の指示のもと、学区全体について臨時休業の措置をとる。
- 以下は、Ⅱ-1 (1) に準じて対応する。
- 校長は、当該職員の状況を把握するため、本人等と連絡をとる。

Ⅲ 臨時休業の判断について

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

【別紙6】「児童生徒・教職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の臨時休業等に関するガイドライン【令和2年12月10日現在】」参照

□これまで、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応としてきたが、臨時休業を直ちに行うのではなく、町教委において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断することとする。

□児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校の全部または一部の臨時休業の要否等について、以下の通り判断する。

- ① 感染者の学校内での活動状況を踏まえ、町教委は保健所に臨時休業の実施の必要性について相談する。同時に、保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力する。
- ② 校長は、感染した児童生徒等について、出席停止の措置をとる。感染者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。
- ③ 保健所の調査により、他の児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合には、校長は、これらの者についても同様の措置（出席停止・出勤させない扱い）を取る。
- ④ 学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、町教委が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断する。
- ⑤ 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とする。
- ⑥ ⑤以外の場合には、学校教育活動を継続するが、状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫をする。

【別紙1】

新型コロナウイルス感染症に係る2学期以降の出席停止の取扱い指針

亶理町教育委員会

1 指針策定の経緯

学校再開後1学期間（6月1日～8月7日）は、風邪（発熱・悪寒等）による欠席について、校長の判断により、新型コロナウイルス感染症対策（感染源を絶つ）により出席停止の措置でも差支えなしの方針だった。

改めて2学期（8月20日始業式）以降の取扱いについて、町内小・中学校において取扱いに大きな差異が見られないように、教育委員会としての指針を示すものである。

2 2学期からの方針策定の意味

町内小・中学校の扱いに極端な差異が見られないようにすることとともに、「宮城県における新型コロナウイルス感染症対策（5月26日以降）について」による移行期間が終了することによるものである。

※移行期間：5月26日～7月31日までの約2か月間

※段階的緩和：地域の感染状況や感染拡大リスク等について確認するための期間として3週間程度必要であるため、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限について、目安として6月1日、6月19日、7月10日からそれぞれ段階的に緩和することとします。ただし、一部の地域で感染拡大の兆候やクラスター発生が見られる場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請を行うことがあります。

3 出席停止の取扱い方針

(1) 亶理町の感染レベル

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式2020.6.16Ver2～「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準では、レベル2（感染観察都道府県）に該当する。

(2) 出席停止の措置の意義

基本的な感染症対策は、以下の3つであり、出席停止は、「感染源を絶つ」手段として講じるものである。

- 感染源を絶つ「感染源を絶つ」手段である。
- 感染経路を絶つ
- 抵抗力を高める

(3) 出席停止として取扱うケース

児童生徒本人もしくは家族や親戚などの身近な人が①～③の場合

- ①感染した場合
- ②濃厚接触と認定された場合
- ③濃厚接触が疑われ、PCR検査を受ける場合

地域の状況を鑑み、総合的に判断した結果、妥当性が認められる④～⑥の場合

- ④保護者から「出席させられない」と連絡があり、合理的な理由が認められる場合
- ⑤児童生徒本人が、基礎疾患がある場合
- ⑥その他、校長が必要と認める場合

4 保護者への周知

第1学期終業式に「教育委員会名」による文書で周知する。

5 その他

感染状況が変化した場合の取扱いについては、別にこれを周知する。

新型コロナウイルスに関する職員の休暇等の取扱いについて

令和2年4月24日
教 育 庁

出勤することが困難である理由・自宅待機を命ずる場合	職専免	特別休暇 [※]	病気休暇	年 休	備 考
①新型コロナウイルスに罹患した場合(検疫法第15条に規定する隔離の対象となった場合及び感染症法 [※] 第18条第2項に規定する就業制限の対象となった場合を含む)			○		
②感染症法 [※] 第17条第1項に規定する都道府県知事からの勧告により、健康診断を受けた場合	○				
③検疫法第16条に規定する停留(これに準ずるものを含む)の対象となった場合		○ (第26号)			
④職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		○ (第26号)			医療機関を受診した場合は「診断書」(又は「診療明細書」と「説明書」)、医療機関を受診できなかった場合は「説明書(発熱等の症状があった日、症状、医療機関に連絡した際の指示内容)」が必要
⑤感染症法 [※] 第44条の3第2項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、外出しないことを求められた場合(保健所等から任意の外出自粛を求められた場合を含む。)で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		○ (第26号)			「説明書(外出しないことを求められた日時、外出しないことを求められた者の氏名、職員との関係、外出しないことを求めた保健所等の名称)」が必要
⑥職員の中学校就学の始期に達するまでの子が罹患した場合で、職員以外に看護を行う者がいない場合		○ (第33号)			「診断書」等及び「説明書」が必要
⑦職員の中学校就学の始期に達するまでの子が通学する学校が臨時休校した場合で、職員以外に世話をする者がいない場合 [※]		○ (第33号)			「臨時休校する学校及び保育の提供を実施する施設等からの通知」及び「説明書(世話をする子の続柄、学校等の名称と臨時休校の期間、子の世話をする者が職員以外にいない状況の説明)」が必要
⑧職員の小学校就学の始期に達するまでの子が保育所(認可外保育所等の類する施設を含む)等における保育の提供が実施されない場合で、職員以外に世話をする者がいない場合		○ (第33号)			「説明書(世話をする子の続柄、学校等の名称と臨時休校の期間、子の世話をする者が職員以外にいない状況の説明)」が必要
⑨職員の同居する家族等がPCR検査で陽性となった場合	○				・別に「報告」 [※] が必要 ・職員のPCR検査の要否が決定するまで
⑩職員が、クラスターが発生したとされる時期にその場所にいたことが判明した場合	○				・別に「報告」 [※] が必要 ・職員のPCR検査の要否が決定するまで
⑪⑨又は⑩に該当した職員が、PCR検査は不要とされた場合	○				・別に「報告」 [※] が必要 ・同居家族等がPCR検査で陽性と確認された日の翌日又はクラスターが発生した場所に行った日の翌日から14日間
⑫感染疑いのある職員 [※] と同じ執務室内の感染の可能性がある職員の場合(感染疑いのある職員の半径1m以内(前方及び両脇)に在籍していた職員)	○				・別に「報告」 [※] が必要 ・感染疑いのある職員との最終接触日の翌日から14日間
⑬感染疑いのある者 [※] (職員のほか、職員以外の者も含む。)と接触があった場合	○				・別に「報告」 [※] が必要 ・感染疑いのある者との最終接触日の翌日から14日間
⑭①～⑬に属さない場合				○	

[※]特別休暇＝職員の勤務時間、休暇等に関する規則第22条第1項各号及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第20条第1項各号による特別休暇

[※]感染症法＝感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

[※]特別支援学校(中学校及び高等学校の特別支援学級を含む。)に通学する場合も含む。

[※]感染疑いのある職員(者)＝PCR検査の対象となった職員(者)、同居家族等がPCR検査で陽性となった職員(者)、クラスターが発生したとされる時期にその場所にいた職員(者)等

[※]報告＝「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の対応等について」(令和2年4月13日総号外)に基づく報告

新型コロナウイルスについては日々状況が変化していることから、今後の国や本県等の対応により必要に応じて見直すこととしております。

【別紙3】

〇〇〇〇学校の教職員（児童・生徒・保護者）の感染（疑い）情報について

令和2年〇月〇日現在

1 概要

- (1) 所 属 亶理町立〇〇〇学校（所在地：亶理町〇〇〇）
(2) 職氏名（年齢） 〇〇〇 〇〇 〇〇（〇歳）
(3) 住 所 〇〇市〇〇区〇〇 ※番地等は不要
(4) 概 要 〇月〇日に報道された、〇〇〇保育園に同居人が勤務し罹患。その同居人と居住を共にしていた。

2 該当者の現状及び経過等（※下記項目は記載例）

- (1) 現 状
- ・ 職員に咳や発熱の症状はない。
- (2) 感染（疑い）までの経過
- ・ 所属学校には自家用車で通勤していた。
 - ・ 同居人の罹患が判明した〇月〇日頃から自宅待機中。
 - ・ 〇〇保健所からの指示で〇月〇日にPCR検査を受検。
 - ・ 本日〇時以降にPCR検査の結果が出る予定。

3 所属における濃厚接触の状況（※下記項目は記載例または記載いただきたい事項）

- (1) 該当者の所属内における活動の態様
- ・ （所属内でどのような活動を行っていたか。）
 - ・
- (2) 接触者の多寡
- ・ （不特定多数との接触があった場合などは感染を広めている恐れが高まることから確認）
 - ・ 〇月〇日に所属学校に勤務しており、その際、職員室で〇人の職員と接触あり。
 - ・ 〇月〇日に所属学校の〇〇（学校行事）が行われたが、生徒との接触はない。
（生徒数：〇〇人）
- (3) 地域における感染拡大の状況
- ・ 所属周辺の市町村での発生は確認できていない。
 - ・ 該当者居住地周辺では、同居人の勤務先関係者で多数の感染者及び疑いの方が発生している。
- (4) 感染経路の明否
- ・ （感染経路が不明な場合は「不明」のみ記載）
 - ・ （考えられる経路がある場合は詳細に記載）
 - ・ 〇〇〇保育園に同居人が勤務し罹患。その同居人と居住を共にしていたことから感染したものである。

4 今後の対応

- (1) PCR検査の結果 陽性の場合（※下記項目は記載例）
- 学校の閉鎖
 - 学校の消毒（該当職員の動線を中心に）
 - 学校から保護者への連絡
 - 当該職員の罹患状況報告書の提出
 - 記者発表（保護者への連絡後、宮城県 or 仙台市の記者発表後、立地自治体への報告後）
 - （その他想定される必要な対応）
- (2) PCR検査の結果 陰性の場合（※下記項目は記載例）
- 必要な対応について、所管の〇〇保健所に相談・確認する。
 - 界面活性剤等による所属内の消毒
 - （その他想定される必要な対応）

学校における新型コロナウイルス感染症の罹患状況報告書

令和 年 月 日

在籍者数 人

学校名 _____

担当者名 _____

連絡先 _____

1 新型コロナウイルス感染症に係る児童・生徒の罹患状況について

(1) 罹患した児童・生徒の人数

新規	継続	合計
人 ※(2)へ	人	人

*新規に感染者が判明した際に、提出してください。

(2) 新規に罹患した児童・生徒の状況

学年	性別	居住地	確定日	現状(入院中等)	備考
年	男・女				
年	男・女				
年	男・女				

2 出席停止の状況について (*保健所の健康観察対象について、報告願います。)

(1) 人数

	①罹患して出席停止となった児童・生徒	②濃厚接触者に特定され出席停止となった児童・生徒	③有症状であり、PCR検査対象となった児童・生徒 (②濃厚接触者 含まない)	合計
継続	人	人	人	人
新規	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

*②・③が感染者と判明した場合は、あらためて罹患状況報告願います。

(2) (1) ②のうち新規濃厚接触者に特定され、保健所の健康観察の対象となった児童・生徒

学年	性別	感染者との関係	健康状態	現状(自宅待機等)
年	男・女			
年	男・女			
年	男・女			
年	男・女			
年	男・女			

●報告先 (*新型コロナウイルス感染症については、保健所への報告は不要)

公立幼稚園及び小・中学校 → 市町村教育委員会 → 該当教育事務所 →

石巻市立高等学校 → 石巻市教育委員会 →

県立学校 →

スポーツ健康課 学校保健給食班

【別紙5】

令和●年●月●日

保護者の皆様

亶理町教育委員会
教育長 奥野 光正
亶理町立 学校
校 長 ●● ●●

臨時休業のお知らせ（案）

本日、本校の児童（生徒）●名が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者としてPCR検査を受けた結果、陽性と判明したと報告がありましたので、下記のとおり臨時休業を実施いたします。

臨時休業の措置につきましては、児童（生徒）の健康・安全を第一に考えての判断です。感染拡大防止に向けた趣旨をご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、感染した児童（生徒）につきましては、個人情報保護条例に基づき、学年や氏名の公表はいたしません。児童の安全を優先して今後の対応を進めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、個人を特定するような行動のないようご協力をお願いいたします。

今後、保健所が濃厚接触者の特定を行います。さらに、お子さんと感染した児童との関わり状況によって確認の連絡が入る場合もありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

保護者の皆様には、ご心配をお掛けいたしますが、学校として保健所や宮城県教育委員会の指示に従いながら、児童（生徒）のケアなど、できるだけ迅速に進めてまいります。今後の対応につきましては、その都度、一斉メールやホームページに掲載いたしますので、ご確認くださいようお願いいたします。

引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

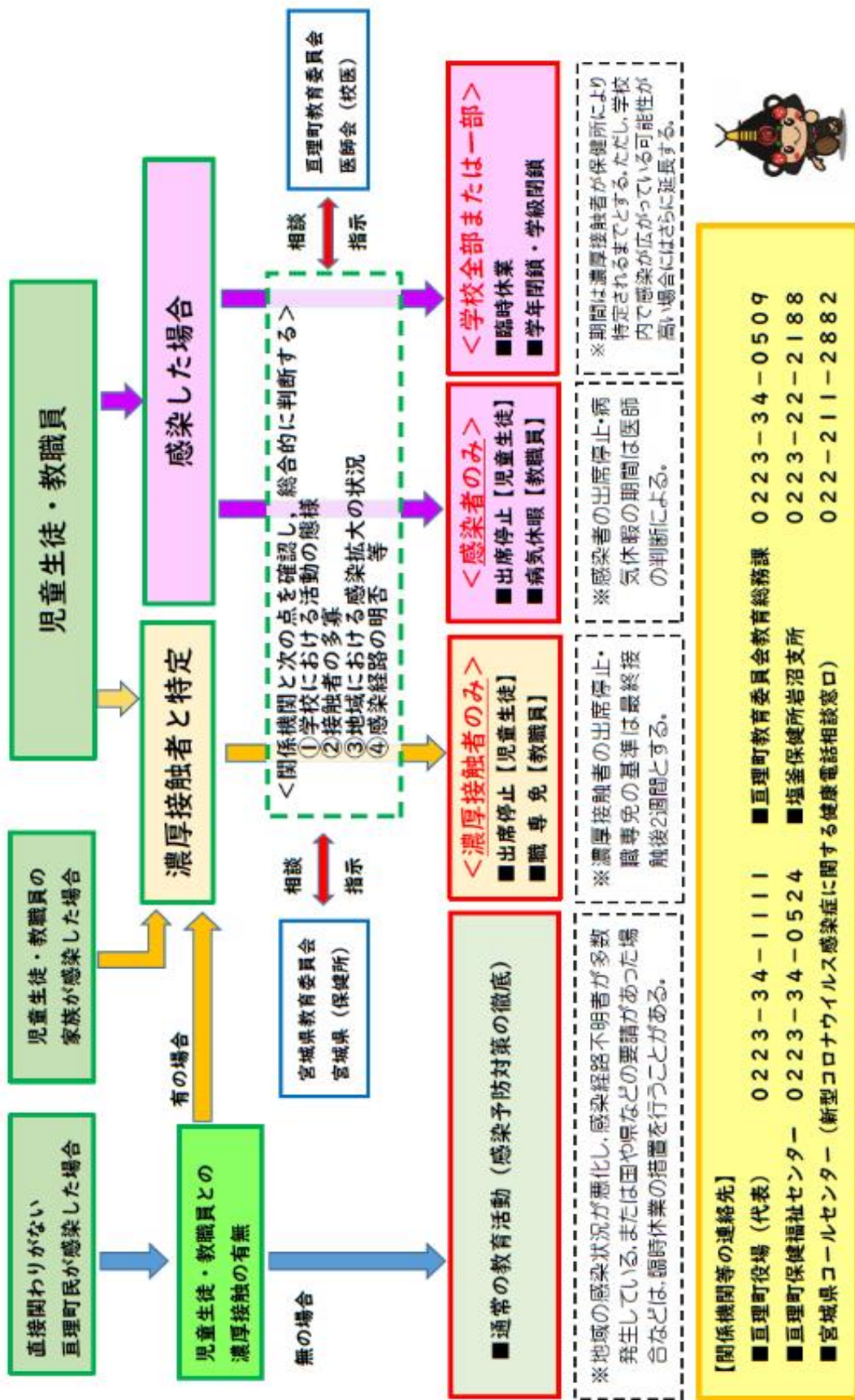
記

- 1 臨時休業期間 令和●年●月●日（●）～令和●年●月●日（●）
- 2 臨時休業中の生活について
 - (1) お子さんの健康管理について
 - ・ 不要不急の外出を控え、日々の検温等によるお子さんの健康管理にご協力をお願いします。
 - ・ お子さんや同居するご家族に新型コロナウイルス感染様の症状（発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさなど）が見られた場合には、宮城県新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口（コールセンター）【電話：022-211-2882】に相談し、状況を説明の上、指示を受けてください。また、学校にも情報をご提供いただきますようお願いいたします。
 - (2) 家庭学習について
 - ・ 家庭において取り組める課題については、後日改めて学校及び町教育委員会ホームページでお知らせします。
- 3 学校の対応について
 - (1) 今後の対応等について変更になる場合には、随時一斉メール及び学校ホームページでお知らせいたします。
 - (2) 電話等で、お子さんの体調や生活、学習の様子をうかがうことがあります。

臨時休業期間のお問い合わせ先 亶理町教育委員会教育総務課 電話 0223-34-0509
--

児童生徒・教職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の臨時休業等に関するガイドライン【令和2年12月10日現在】

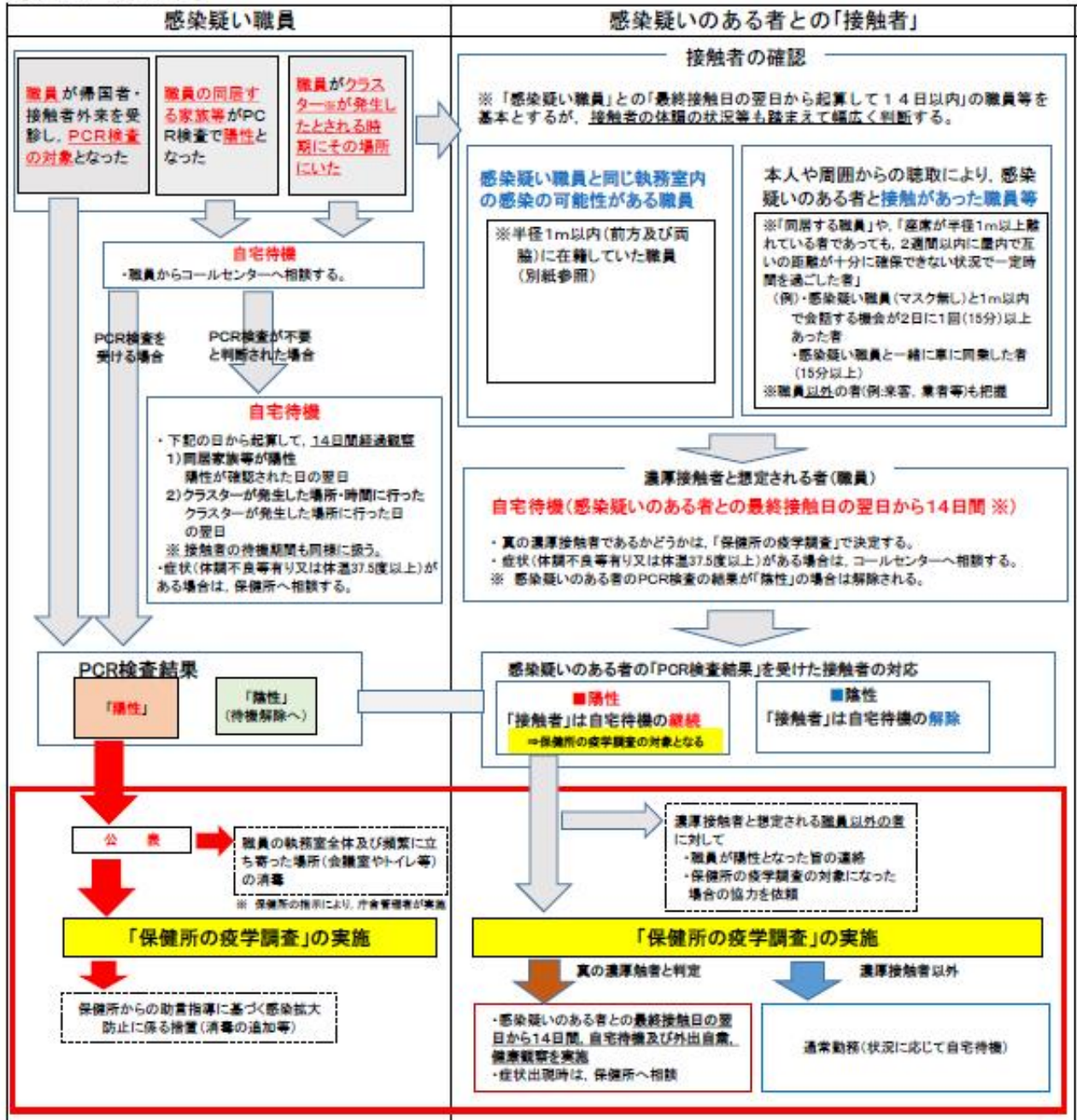
巨理町教育委員会



新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の対応について

令和2年4月22日時点

【教育庁・県立学校】



※ クラスターについては、厚生労働省のホームページに掲載されている「全国クラスターマップ」に従うこととします。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei

濃厚接触者の定義(新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和2年4月20日版)より)

「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間(発症前2日前から隔離開始まで)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- ・ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他、手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。)